時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價遞送料は左の如し
一號　貳錢五厘○一ヶ月　前金五拾錢○三ヶ月　前金壹圓四拾五錢○六ヶ月　前金貳圓八拾五錢○一ヶ年　前金五圓六拾錢○月曜日休刊（此他大祭祝日年始年末等一切休刊セズ）

時事新報遞送料

一　日本國内並に朝鮮國京城、仁川、釜山、元山津　一ヶ月　金拾三錢
二　南亞米利加、中央亞米利加、布哇諸嶋、米國若くは加奈陀を經て郵送する歐洲各國　一ヶ月　金六拾錢
三　北米合衆國、英領加奈陀　一ヶ月　金三拾錢
四　香港を經て郵送する亞細亞諸港、太平洋諸嶋、濠洲　一ヶ月　金六拾五錢
五　露領浦潮斯徳、清國諸港　一ヶ月　金三拾五錢

時事新報廣告料（前金）

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を填塞するより各社同一の記事を掲ぐること寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報社ニ達シタル投書ノ原稿ハ凡テ寄稿者ニ返ヘサズ又本社ニ保存セズ

時事新報

兩貨制（バイメタリズム）（西洋諸大家の説に據るものなり）

今日世界の國々を大別すれば金國と銀國との二樣に區分するを得可し金國とは即ち金及び金を代表する紙幣補助貨等を以て最も便利なる通貨と爲す國なり此種の國々は何れも富裕にして商工業の組織も充分に完備し殖産の路大に發達して勞働者の賃錢高し英國、佛國、米國等是なり又一方に於て銀國と稱するは商賣工業尚は未だ盛ならず賃錢の程度も低くして且つ人民一般の習慣、銀を以て最も便利なる貨幣と爲す國々にして例へば東洋及び南米諸國の如き勞働者の賃錢一日僅に數錢に過ぎざる國にては實際の便利より云ふも人民の感情習慣より云ふも銀貨を用ふる方金貨を用ふるよりも都合よければ目下の處、俄に金國に變ず可き勢を見ず右の如く一方に金國あり一方に銀國ありて各々別々の通貨を使用しつゝあるを見て所謂兩貨制論者は是れ等の國々をして相互に聯合せしめ豫め金銀相場の割合を定めて其相場に據り金銀貨の自由鑄造を行ひ金も銀も同樣に法貨として通用せしめんことを主張する者なり而して若しも此兩貨制にして實際に行はるゝこととならんには茲に是れより生ずる二種の大利益あり第一の利益は即ち金國と銀國との間に爲替相場を一定することと是れなり凡そ甲乙の國が金銀孰れにても同種の金を通貨に用るときは兩國の間に必ず爲替の定價なるものあり此定價は或る短き時限内に甲國商人の乙國にて仕拂ふ金高が乙國商人の甲國にて仕拂ふ金高と附合するときに始めて實地に現はるゝものにして其時には即ち一方の商人が例へば金一オンスを自國にて仕拂へば其代りに他の國にて同じく一オンスの金を受取るの權理を贖ひ得可し然れども實際の爲替相場は通貨の需要供給の變動するに從て其定價よりも或は高くなり或は低くなりて常に多少の差あるを免れず其差の最大量は結局正金を一國より他國に輸送するの運賃に外ならずと知る可し右は二國にて同種の通貨を使用するときのことなれども之に反して通貨の種類同じからずして例へば一方にては金を用ひ一方にては銀を用ふるの場合には兩國の間に爲替の定價なるものなし日本の商人が横濱にて若干の銀貨を拂ひたる其代りに倫敦にて受取る可き金貨の高は爲替相場普通の變化の外に尚は其時の金に對する銀の相場、若しくば銀に對する金の相場に從て變動するものなれども元來金と銀とは供給の源も異なり又消費の路も同じからざるが故に其相互の價格は時々大に變化することあり左れば横濱にて銀貨百圓を拂ふときは倫敦にて金貨大凡そ何封度を得らる可きや前以て之を知ること難く或は一二日の前後に由て受取金額に容易ならざる差異を生ずることなしとせず斯くては金國と銀國との商賣は二金國間、若しくば二銀國間の商賣よりも遙に不慥にして損す可らざるに損し利す可らざるに利するの機會多きは免る可らざる所なり金國の商人が銀國に物品を賣らんとするにも又銀國の商人が金國に賣らんとするにも其品物の代價として先方の通貨を何ほど受取れば我に相當の利益ある可きや豫め之を知ることを得ざるが爲めに兩國間の商賣に非常の妨碍を與ふるは啻に喋々するまでもなし或は一の商人が爲替相場變動の爲めに損害を蒙ることあれば他に又之れに由て利益を收る者あるに相違なければ其損得を差引して國の爲めに害を殘すことなしなどの説もあらんかなれども凡そ得べからざるに得たる利益を以て商賣を奬勵するの功徳は失ふ可らざるに失ふたる損亡を以て之を沮喪せしむるの禍に及ばざること經濟の原則なれば爲替相場の變動し易きは兩國の爲めに取りて甚だ憂ふ可き次第なりと云はざるを得ず然るに兩貨制は前にも云へる如く金國と銀國との間に通貨の聯絡を設けて以て爲替相場變動の此禍害を免かれしめんとするものなり

兩貨制の第二の利益は即ち金銀兩貨を併せ用ふれば一種の通貨を用ふるよりも其品物に對する價格に變動少なきことと是れなり蓋し兩貨制實行の結果は恰も金鑛と銀鑛とを合併したるものゝ如く二者の産出額をば互に平均せしめて非常の亂高下なきに至らしむればなり兩貨制の反對論者は近來金銀の相場にます〳〵懸隔を生ずるの事實を擧げ人爲を以て之を一定するが如きは實際に行はる可らざることなりと主張すれども其行はるゝと行はれざるとは自から是れ別問題にして反對論者が既に今日金銀の價格一定せざるの事實を承認する以上は其心中既に兩貨制にして若しも實際に行はるゝものならば此上もなき良法なりとのことを許したる者と云はざるを得ず

兩貨制の利益は概ね右に述べたる如し扨て次の問題は即ち此策が果して實際に行はる可きや否やの一事なり抑も兩貨制は金銀自然の價格に多少の變更を與ふるに非ざれば目的を達す可らず然るに凡そ物の價は需要と供給との割合如何に由て定まるものなれば金銀の相場を變ずるにも第一に必要なるは其供給若しくは需要の高を變ずることなり而して政府の力は能く之を變ずるに足るかと云ふに我輩は答へて勿論然りと斷言する者なり政府が金銀孰れにても撰んで貨幣と爲し之に法貨の力を附するときは其撰ばれたる金屬の需要大に増加するは疑ある可らず例へば或國の政府が金一オンスに付き銀十五オンス半の割合にて兩貨制を實行し金銀兩貨を以て負債消却の法貨と定めたりと假定す可し（即ち人民が負債を拂ふに當り金若干オンスを以てするも又は金の重量の十五倍半の銀を以てするも負債人の勝手たる可き旨法律を以て布告するなり）而して法律發布の時の金銀の相場は正しく十五半と一との割合なりしと假定す可し扨て其後種々の事情に由り金銀自然の相場に狂を生じて金一オンスの價、銀十五オンス半の價よりも高くなるの勢を現はすこともあらんか兩貨制の原則は忽ち働を始めて其勢を挫くに足る可し即ち銀の相場下落するの徴あれば世人は皆銀を以て其負債を拂はんとするを以て茲に俄に銀の需要を増して其相場上騰す可し又一方に於て漸く高くならんとする金に對しては需要頓に減少し誰しも金を以て負債を消却せんとする者なきを以て結局金銀の價格は舊のまゝに十五半と一との割合に止まりて變動を生ずることなかる可し唯此際に必要なるは政府が他の金國の需要に應ずる丈けの金を國庫に備へ置くことなり何となれば世界一般に銀の下落す可き勢ある其中に兩貨制の國に於てのみ依然として舊來の相場にて銀の自由鑄造を實行しつゝあるときは金貨國の人民は必ず爭ふて銀を輸入し金と引換へて持去る可ければなり之を要するに今日銀の次第に下落しつゝある際に當り如何なる富國にても唯獨り孤立して兩貨制を實行するときは必ず國庫の金を悉く外國に持去られ知らず識らずの間に純然たる銀國に化し終ることならんなれば愈よ兩貨制の實行を見んとするには英米佛等少くとも三四ヶ國の協同一致するに非ざれば其成效甚だ覺束なきが如し又兩貨制は決して近年の新發明に非ず歐洲諸國にては往昔より之を實行し來り是れが爲めに金銀の相場を一定の割合に維持したるは事實に爭ふ可らず佛國にては千八百三年に十五半と一との割合にて金銀兩貨制を實行し爾後數十年間之れを繼續して何等の大變動をも見ざりしが千八百五十年の前後數年間に米國カリフォルニア洲及び濠洲殖民地にて金鑛の大發見ありて頓に世界に於ける金の産出を増し金價大に下落せんとするの徴候ありしと雖も巴里の造幣局にては依然として十五半と一との割合にて金銀の自由鑄造を爲せしを以て前に述べたる兩貨制の原則に從ひ金の需要は増して銀の需要は減じ其結果として銀も金も共に一樣に下落したり左れば兩貨制は理論上より云ふも實驗上より云ふも毫も差支なく實際に行はる可き方策にして目下經濟社會の大問題たる金銀の關係に付き世界人民の心を安んじ商業上の恐慌を除去るには是れに勝るの名法ある可らず

◉官報

○遞信省令第十三號
特ニ指定スル郵便受取所ニ於テハ自今郵便爲替ノ受拂又ハ郵便貯金ノ預入ヲモ取扱ハシム
但從來郵便受取所ニ併設セル郵便爲替取扱所又ハ郵便貯金預所ノ事務ハ本年八月一日ヨリ其事務ヲ併設セル郵便受取所ニ於テ之ヲ取扱ハシム
明治二十六年七月

○内務省告示第三十六號
敷嶋浪士著　東京市
一自由愛國歌
鬼石學人作　同
一愛國歌
右出版物ハ安寧秩序ヲ妨
發賣頒布ヲ禁止ス
明治二十六年七月

○東京府公報
警察令第二十四號
明治二十六年（六月）警察
明治二十六年七月

警察令第二十四號參照
警察令第二十二號（明治二十
左ノ地方ヲ發シ若クハ同地方
シタル生牛ノ輸入ヲ停止ス若
二百八號ニ依リ二圓以上十圓
ヨリ施行ス
京都府　大阪府　奈

雜報

○北白川若宮殿下
八日午前九時東京上野發
十分日光停車場に着し小
同町なる小西屋喜一郎の
宮周宮兩殿下と御同行に

○朝鮮には全權公
東洋の一小國なれども利
國に取りては等閑に附す
に駐劄する我公使は成る
ても拔目なき操縱計は
るが從來我公使は辨理公
權公使と爲さば更に又
今日朝鮮に駐劄する各國
支那駐劄公使の兼任なる
を派遣するときは赴任の
席を占め朝鮮政府に對す
間に何か交渉事件の起
みならず日常些細の事
首席を占め居ることは其
と少からざるゆゑ國の
に着目して朝鮮には全權
べしと論ずる政治家もあ

○貨幣制度と其筋
の大藏卿松方正義氏は從
て今の次官田尻氏を始め
應輔の諸氏を取調委員と
爾後幾多の星霜を經て
課税案の某議員より提出
たる際委員會に於て二三
大藏省及び日本銀行の
の變動に就て絶へず調査
に關する其筋の方針は定
せしに政府委員は日本
交換するのみなれば世界
せず又日本の貿易は實に
幣市場變動より受くる
審査討究するの必要な